

事業主団体の長 殿

経済産業省 コンテンツ産業課

働き方改革に伴う「しわ寄せ」及び下請いじめの防止に向けたCMの  
周知及びCM放映に関する御意見・御要望等の募集について（御依頼）

平素より、経済産業行政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

現在、政府では、大企業・親事業者による働き方改革に伴う下請等中小事業者への適正なコスト負担を伴わない短納期発注等の「しわ寄せ」や、親事業者による下請事業者への買ったたき等（下請法禁止行為）の「下請いじめ」を防止するべく、大企業・親事業者（発注側企業）の経営者層・調達担当者や下請等中小事業者の経営者層・契約担当者等に対して、法令に違反する事例の注意喚起・周知啓発を行うためのCM放映を開始しています。

本件につきまして、CM効果を高めること及び今後の政府広報の在り方の検討の観点から、下記について、御依頼させていただきます。

## 記

### 1. 働き方改革に伴う「しわ寄せ」及び下請いじめの防止に向けたCMの周知依頼

現在、政府広報として放映している二つのCMについて、傘下の会員宛て、周知をお願いします。

働き方改革に伴う「しわ寄せ」防止に向けたCMについては、6月22日～28日の予定で地上波TVCMの放映を開始しており、CMの具体的内容は別添1-0ファイル、詳細な放映スケジュールは別添1-1ファイルのとおりです。

下請いじめ防止に向けたCMについては、6月25日～30日の予定で地上波TVCMの放映を開始しており、CMの具体的内容は別添2-0ファイル、詳細な放映スケジュールは別添2-1～4ファイルのとおりです。

※放映期間が終了しているため、放送スケジュールは添付していません。実際の映像は「3. 政府インターネットテレビ」からご覧ください。

### 2. CM放映に関する御意見・御要望等の募集

上記CMの周知に併せて、政府の施策（①大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への適正なコスト負担を伴わない短納期発注等の「しわ寄せ」の

防止、②親事業者による下請事業者への買いたたき等（下請法禁止行為）の「下請いじめ」の防止）について、また、同施策の効果的な周知・広報の在り方について、行政側に対する御意見・御要望等の募集を行います。

いずれも、団体等から直接、中小企業庁へのメールでの御意見・御要望の提出をお願いできればと存じます。締切は7月19日（金）までに御提出いただけますと幸いです。

（御意見・御要望等の提出）

様式：自由

提出先

①大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への適正なコスト負担を伴わない短納期発注等の「しわ寄せ」の防止関係  
： [torihiki-chousa@meti.go.jp](mailto:torihiki-chousa@meti.go.jp)

②親事業者による下請事業者への買いたたき等（下請法禁止行為）の「下請いじめ」の防止関係  
： [shitauke-torihiki@meti.go.jp](mailto:shitauke-torihiki@meti.go.jp)

問い合わせ

： 中小企業庁事業環境部取引課 木藤、森田（TEL）【課直通】03-3501-1669

### 3. 政府インターネットテレビにおける映像の公開について

現在、政府広報として放映している2つの地上波のTVCMについて、政府インターネットテレビにおいても映像が公開されましたので、以下のとおり、WebページのURLを御連絡いたします。

大変、お手数おかけいたしますが、傘下の会員宛て、周知いただけますと幸いです。

■働き方改革に伴う「しわ寄せ」防止に向けたCM

： <https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg19166.html>

■下請いじめ防止に向けたCM

： <https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg19165.html>

### 4. 留意点

①上記依頼「2.」については、今後、とりまとめて公表する予定はございません。また、提出された御意見・御要望も、情報の取り扱いには十分に配慮した上で、今後の施策の検討とさせていただきます。

②上記依頼「2.」の実施に当たっては、任意の意見募集でありますので、必ず、提出しなければいけないものではございません。また、提出に当たって、団体内会員から意見を集約するかどうかは、貴団体に委ねます（必ずしも、団体内会員から意見を集約して回答いただく必要はありません）。

また、本件の問い合わせ等は以下のとおりです。

(問い合わせ先)

[働き方改革に伴う「しわ寄せ」及び下請いじめの防止に向けたCM]

中小企業庁取引課

木藤：kito-yasuhiro@meti.go.jp

森田：morita-masato@meti.go.jp

(TEL)：【課直通】03-3501-1669

[働き方改革に伴う「しわ寄せ」防止に向けたCM]

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課

松本：matsumoto-kazuyuki@mhlw.go.jp

川野邊：kawanobe-misato@mhlw.go.jp

(TEL)：【課直通】03-3595-3274

以 上